

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成28年12月16日 20時10分ごろ |
| 発生場所 | 広島県広島港第3区 広島港草津外中防波堤灯台から真方位079° 1.9海里付近 (概位 北緯34° 22.0′ 東経132° 26.3′) |
| 事故の概要 | 旅客船あかまるは、北北東進中、また、漁船楓丸は、漂流中、両船が衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 平成29年2月13日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 旅客船 あかまる、13トン 230-15999広島、株式会社あかまる商店 B 漁船 楓丸、1.1トン HS3-42620（漁船登録番号）、個人所有 第270-37545号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | A なし B 軽傷2人（船長B及び甲板員） |
| 損傷 | A 船首部外板に擦過傷 B 右舷側揚網機の曲損等 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 西北西、風速 約1.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 |
| 事故の経過 | A船は、屋形船で、船長Aほか2人が乗り組み、旅客20人を乗せ、法定の灯火を表示し、約3.5ノットの対地速力で手動操舵により北北東進していた。 船長Aは、船尾にある操舵区画の舵輪の前に立ち、屋根越しに前方を見ながら航行中、衝撃を感じた。 B船は、船長B及び甲板員1人が乗り組み、法定の灯火を表示し、船首を東方に向けて漂流し、刺し網の揚網作業をしていた。 船長Bは、右舷方から接近するA船を認め、自船の存在を知らせるために懐中電灯を振って注意を喚起したものの、更にA船が接近するので、機関を後進に掛けたが、A船の船首部がB船の右舷船首部に衝突するのを認めた。 |
| 分析 | A船は、船長Aが、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、接近するA船を認め、懐中電灯を振って注意を |

| | |
|-----------|--|
| | 喚起したものの、更にA船が接近するので、機関を後進に掛けたが、A船と衝突したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、夜間、A船が北北東進中、B船が漂泊中、船長Aが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。 |
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。 |